

大阪狭山市狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、大阪狭山市狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係事業者
- (5) 関係行政機関を代表する者
- (6) 本市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員は、当該策定に係る調査、研究及び審議が終了したときは、退任するものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若

しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、政策推進部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成30年3月30日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に行われる策定委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

大阪狭山市狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会委員名簿

規則第2条		氏 名	所属・役職
1号	市民	岡田 雅美	
		小川 生美子	
		俵 益生	
		橋本 巖	
		前川 淳子	
2号	識見を有する者	上甫木 昭春	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
		小野 達也	大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 教授
		溝手 真理	帝塚山学院大学 人間科学部 教授
3号	関係団体を代表する者	菊屋 英一	大阪狭山市地区長会 会長
		疋田 正信	大阪狭山市民生委員児童委員協議会 ニュータウン連絡会代表
		宮下 治晃	(社福)大阪狭山市社会福祉協議会 常務理事
		吾妻 孝	NPO法人南中学校区円卓会議 副理事長
4号	関係事業者	池田 守	南海電気鉄道株式会社 経営企画室 課長
		秋元 克之	南海バス株式会社 企画部 企画課長
5号	関係行政機関を代表する者	中杉 重登	大阪府住宅まちづくり部 副理事
6号	本市職員	田中 斉	大阪狭山市政策推進部長
		水口 薫	大阪狭山市健康福祉部長
		楠 弘和	大阪狭山市都市整備部長
		山崎 正弘	大阪狭山市教育部長